

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種についての説明文

慢性疾病等で、病院にかかっている方については、予防接種を受けるにあたり必ずその病気を診ている医師の許可をもらってから受けてください。

【定期予防接種を受けることが適当でない方】

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を受けることができません。

1. 接種当日、明らかに発熱のある方
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
3. この予防接種のワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
4. その他、予防接種を受けることが不適当と医師が判断した方
5. 過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方（接種を希望する場合、全額自己負担の任意接種となります。また、過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は、再度の接種により注射した部分が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強く出ることがあります。）

【予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談しなくてはならない方】

健康状態や体質を勘案し、次のいずれかに該当する場合には、主治医とよく相談してください。

1. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患有する方
2. 過去に予防接種した後2日以内に発熱したことのある方
3. 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
4. 過去にけいれんの既往歴のある方
5. 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
6. 肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

【接種後の注意】

1. 接種当日は激しい運動を避けてください。
2. 接種当日の入浴は差し支えありません。ただし注射箇所を強くこすらないでください。
3. 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診療をうけてください。

【予防接種による健康被害救済制度について】

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。
- 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健センター（健康課予防接種担当）へご相談ください。